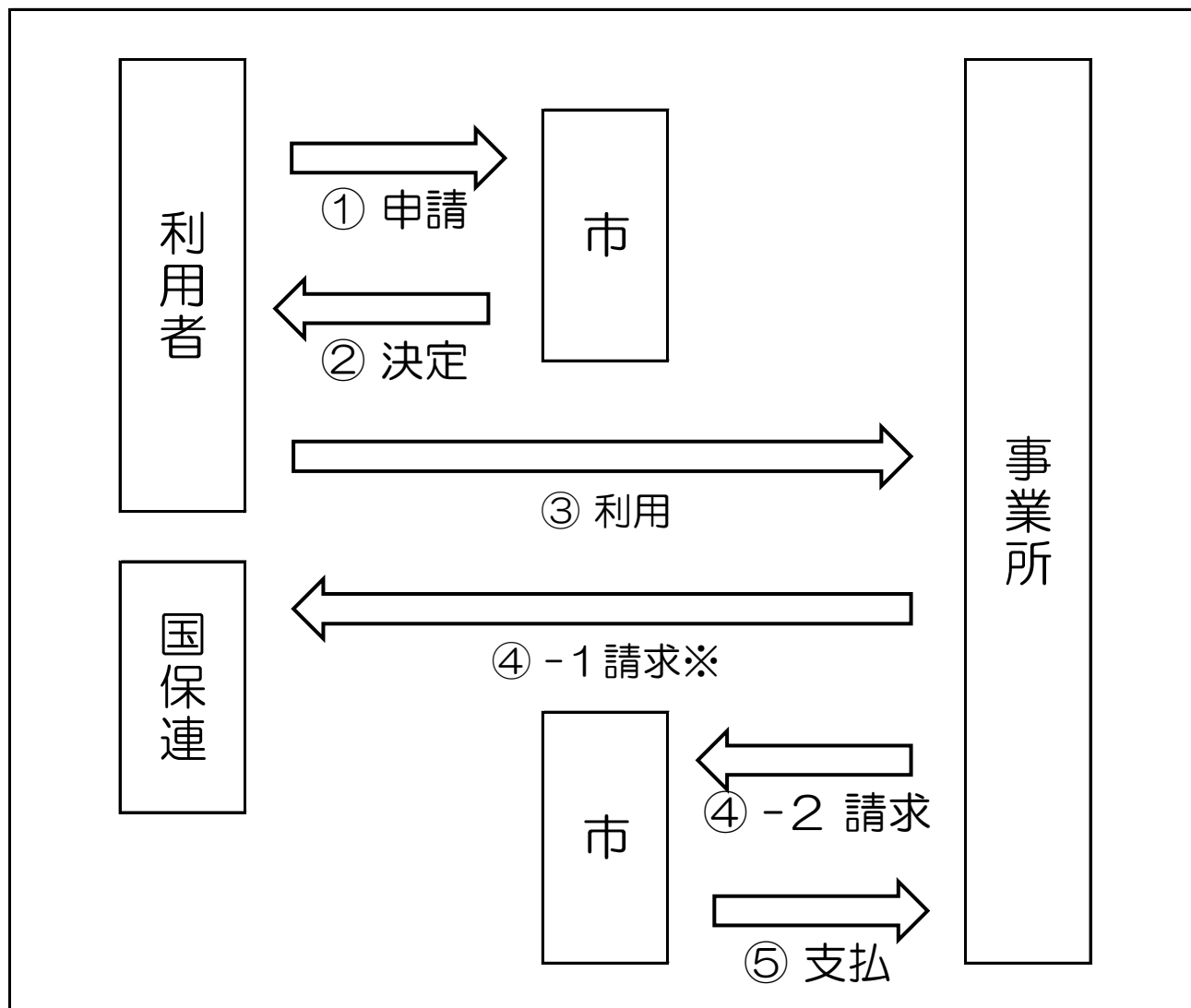


就学前障害児指定通所支援利用給付金が支払われるまでの流れ

○フロー図



- ① 利用者から市へ通所給付決定の申請がある。
- ② 市から利用者に対して通所給付決定をする。
- ③ 利用者が事業者を利用する。
- ④－1 事業者から国保連へ、利用者の利用総額から利用者の自己負担額を除いた部分の請求をする。※
- ④－2 事業者から市へ、利用者の自己負担額にあたる金額を給付金として請求をする。
- ⑤ ④－2の請求を受けて、市が支払いをする。

(事業所の方向け)

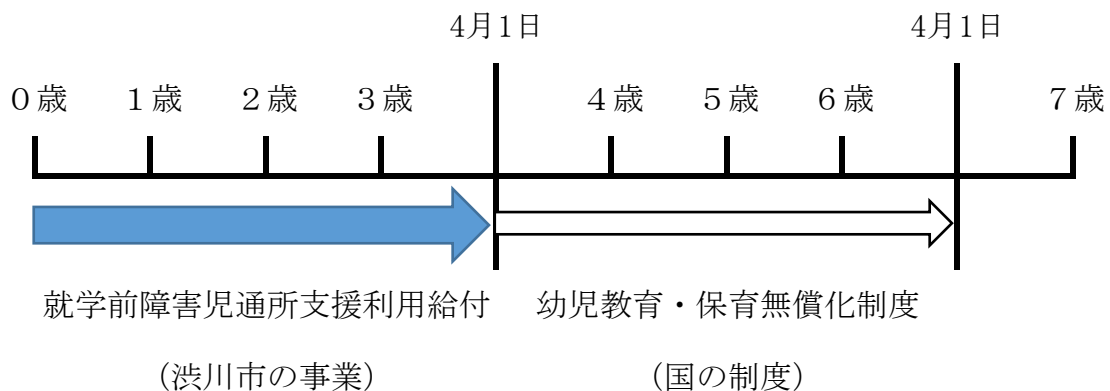
渋川市就学前障害児指定通所支援利用給付金事業のご説明

(渋川市独自の制度)

○ 利用給付の対象となる方

渋川市で児童福祉法の通所給付決定を受けた0歳から3歳になって最初の3月31日を迎えるまでの乳幼児がいる通所給付決定保護者。

(対象となる乳幼児の年齢)



○ 利用給付の対象となる支援種類

児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援

○ 利用給付の対象となるもの

通所給付決定保護者が、障害児通所支援を利用した場合に負担しなければならない障害児通所利用者負担額につき、高額障害児通所給付費、指定通所支援利用給付金、又は他の法令若しくは制度による給付等を控除した額です。

なお、一部の施設が実施している通所支援制度外のお昼やおやつの代金は利用給付の対象とはなりませんので、ご承知おきください。

※給付金の請求は事業所から渋川市への請求をお願いしております。

(事業所の方向け)

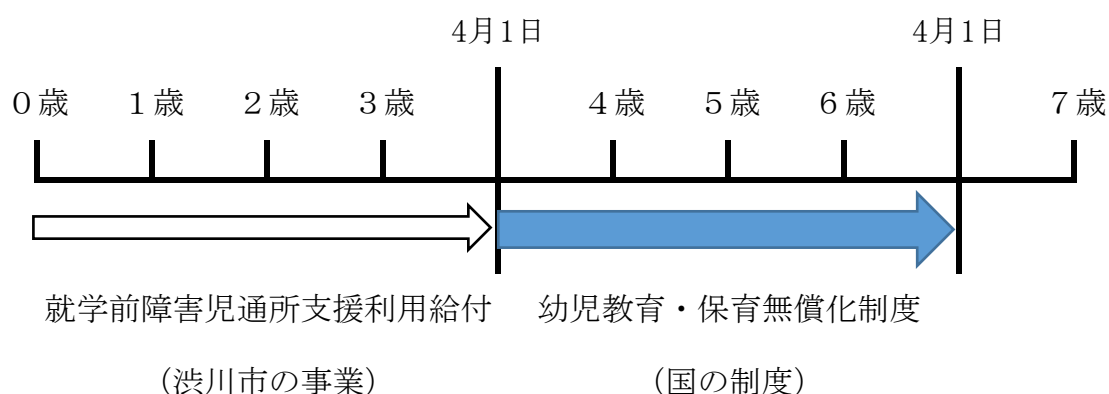
通所支援サービスの自己負担金無償化制度のご説明

(国の無償化制度)

○ 利用給付の対象となる方

渋川市で児童福祉法の通所給付決定を受けた3歳になって最初の4月1日から6歳になって最初の3月31日を迎えるまでの幼児がいる通所給付決定保護者。

(対象となる幼児の年齢)



○ 利用給付の対象となる支援種類

児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援

○ 利用給付の対象となるもの

通所給付決定保護者が、障害児通所支援を利用した場合に負担しなければならない障害児通所利用者負担額です。無償化の対象となる場合は利用者負担額も含めて、国保連に請求をしてください。

なお、対象者の受給者証には、特記事項欄に「**無償化対象児童（対象期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで）**」と記載されます。

また、対象となる場合でも、負担上限月額には常に0円ではなく、計算された負担額が記載されますので、ご注意ください。